

院内感染対策のための指針（基本方針）

1 基本的考え方

院内感染対策は医療安全の上で欠かすことのできない事項の一つと考えられる。対策は単に専門家が行うだけではなく全医療従事者、病院常勤、非常勤職員をはじめ患者、患者家族、地域住民もこれに参加すべきものと認識すべきである。

2 院内感染対策のための委員会に関する基本的事項

委員会は、毎月 1 回定期的に会議を行ない、患者及び教職員への院内感染を防止し、またその対策を講じ病院内の環境保全と安全衛生を確保するために、その対応と感染症患者取扱い等の基本的事項について審議する。

3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

全教職員に対して年 2 回以上有識者による感染症の講演会を主催する。外部委託職員等個々の研修会は院内専門家が教育を行う。

4 感染症の発生状況と抗菌薬使用状況の報告に関する基本方針

細菌検出動向と抗菌薬使用状況は感染制御チーム（ICT）および抗菌薬適正使用支援チーム（AST）にそれぞれ報告され討議される。また随時監視を行い院内感染と思われる細菌感染が発見された場合や抗菌薬適正使用支援が必要な場合は ICT および AST が介入を行う。1 か月の動向は院内感染防止対策委員会、診療部長会にて報告を行う。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生時には病院長、看護部長、薬剤部長、事務部長および該当科の診療部長に報告し ICT が介入し対応に当たる。場合によっては保健所、国立感染症研究所、FETP チームや特殊専門家に依頼し外部からの支援を要請し対処に当たる。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

院内感染対策は医療従事者だけではなく患者、家族、地域住民の理解の上に成立するという考えから閲覧は要請があれば自由とする。

7 地域連携に関する基本方針

地域の連携病院・保健所・医師会と連携し、各施設の感染対策や抗菌薬適正使用に関する相談を受け、助言を行う。また、定期的なカンファレンスと年 1 回の新興感染症発生を想定した訓練行い、地域全体で情報共有と感染対策を行う。

8 その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- ① 国際感染症動向を含めた情報の収集
- ② 海外旅行者及び外国人による感染症持込の監視